

青森市読書団体連絡会会則

(名称)

第1条 この会は、青森市読書団体連絡会という。(以下、「市読連」という。)

(目的)

第2条 市読連は、青森市民図書館とともに子どもの読書推進に努め、生涯学習の向上に資することを目的とする。

2 会員は、目的達成に向け学習し研鑽を積むこととする。

(事業)

第3条 市読連は、会の目的を達成するために次のような事業を行う。

- (1) 青森市民図書館及び関連の施設への参加協力
- (2) 学校・地域における読書推進の参加協力
- (3) 読書推進に関する学習・研修及び関連事業への参加協力
- (4) 「リユース・Books」の運営
- (5) 情報誌「ぶっくえんど」の発行
- (6) その他必要な事項

(構成)

第4条 市読連の構成は、青森市民図書館及び関連の図書施設を利用し、会の目的に賛同して会員となり、所属する団体を単位とする。

(財政)

第5条 市読連の運営目的のための財政は、会費・寄付などをもってこれに充てる。但し会費は、青森市読書団体連絡会会則運用内規により別途定める。

(入会・退会)

第6条 市読連への入退会を希望する個人は、所属する団体へ加入申込書(別紙様式第1号)、退会届(別紙様式第2号)を書面提出し、会長の承認を得る。但し既に納入した会費は返還しないものとする。

(役員)

第7条 市読連に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 代表理事 若干名
- (4) 会計 2名
- (5) 監事 2名

(役員の選出と任期)

第 8 条 役員は総会において会員の中から選出し、監事の 1 名は事務局から選出する。また代表理事は、団体の代表が理事となり、その中から選出する。

2 役員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。また、補欠による就任は前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第 9 条 会長は、会務を総理し、市読連を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

3 代表理事は、総会の決議に基づく事項を処理する。

4 会計は、本会の会計事務を行う。

5 監事は、市読連の事業及び会計の状況を監査し、当該監査結果を総会に報告する。

(総会・役員会・理事会)

第 10 条 市読連の総会は、会長が招集し議長となる。

2 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。欠席する場合は、所属団体へ委任状を提出する。

3 総会の決議は、会員の過半数により決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

委任状を提出した会員は、議決権を行使できる。

4 役員会は、会長が役員を招集し、総会の議決を要しない事業の執行に関し決議する。

5 理事会は、役員会からの求めに応じ招集し、審議事項を処理する。

(会計年度)

第 11 条 市読連の会計年度は、4 月 1 日より翌年の 3 月 31 日までとする。

(事務局)

第 12 条 市読連の事務局は、青森市民図書館内に置くものとする。

(附則)

この会則は、昭和 43 年 3 月 7 日から施行する。

(附則)

この会則は、平成 9 年 4 月 4 日から施行する。

(附則)

この会則は、平成 11 年 4 月 30 日から施行する。

(附則)

この会則は、平成 13 年 5 月 23 日から施行する。

(附則)

この会則は、平成22年5月14日から施行する。

(附則)

この会則は、平成28年5月24日から施行する。

(附則)

この会則は、平成29年4月18日から施行する。

(附則)

この会則は、平成30年4月20日から施行する。

(附則)

この会則は、令和5年4月26日から施行する。